

令和6年 第2回別海町教育委員会 会議録

- 1 開催日時 令和6年3月21日(木)
10時00分から10時30分まで
- 2 開催場所 別海町役場4階第2委員会室
- 3 出席者 (4名)

教育委員	河原宣孝
教育委員	鈴木桃子
教育委員	森野志保
教育委員	石川貴工
- 4 出席職員 (15名)

教育部長	宮本栄一
指導主幹	稲村和典
指導参事	吉光寺勝己
学務・スポーツ課長	齋藤陽
学務・スポーツ課主幹	高津寛人
学務・スポーツ課主査	武田文吉
学校教育課主幹	堀込美穂
学校教育課主査	高橋美香
生涯学習課長	木戸口誠
生涯学習センター長	福原義人
給食センター主幹	平下奈津子
西公民館長	小村茂
東公民館長	大坂恒夫
図書館主査	吉田美奈子
郷土資料館主幹	戸田博史
- 5 議事日程

議案第1号	別海町教育支援委員会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議案第2号	別海町学校給食費等の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第3号	別海町図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 4 号 西別湿原ヤチカンバ群落地保護対策検討委員会設置規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 5 号 令和 5 年度教育費予算の補正について

議案第 6 号 令和 6 年度教育委員会職員の任命について

－【開 会】－

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

ただいまから、令和 6 年第 2 回別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は 4 名です。

別海町教育委員会議規則第 5 条の定足数に達しておりますので、会議の成立を宣言いたします。

教育長不在のため、教育長職務代理者の私が務めさせていただきます。

昨日、別海高校野球部の選手が、全国の晴れ舞台で、心が熱くなるような試合を展開されたのは、皆さん御承知のとおりだと思います。

アルプススタンドも少なくない数で、応援されているのを見て、全国各地から、別海にゆかりのある方々が集まり、もちろん地元の方々もそうですが、そういう中で、別海の名が全国各地に知れ渡るということもそうなんですけれども、高校生の活躍が町や、ゆかりのある人たちの心に火を灯した、そんな風な印象を受けました。

この球児達の取り組みが、産業や、観光、商工、そして教育の中にも、浸透して盛り上がってほしいという気持ちを強く思った試合でした。

それでは、次第に従って議事を進めていきたいと思います。

本日の日程に入ります。

－【前回会議録の承認】－

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

日程第 2 前回会議録の承認に入ります。

令和 6 年第 1 回の会議録につきまして、事前に委員の皆様には事務局から送付しておりますので、訂正御意見等がありましたら発言をお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

なければ承認することとしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

第 1 回の会議録について承認することといたします。

－【報 告】－

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

日程第 3 報告に入ります。

3 月 5 日に開催いたしました令和 6 年第 1 回教育委員会議から本

教育部長
(宮本栄一君)

日までの行事や実施事業等について、事務局から報告をお願いいたします。

はい、宮本部長。

それでは、3月5日に開催されました第1回教育委員会議以降、本日までの主な行事、実施事業等について、お手元の資料により御報告をいたします。

同日、別海町総合教育会議が開催され、教育長、関係職員が出席しております。

3月6日、令和5年度別海町防災会議が開催され、教育長が出席しております。

3月7日、第1回町議会定例会が15日までの開催となっております。

3月8日、尾岱沼下の句カルタ少年団が、全道優勝の報告のため表敬訪問をしております。

3月17日、スポーツセンター祭り2024春が開催され、教育長及び関係職員が出席しております。

同日、第2回別海町スポーツ推進委員会議が開催され、教育長及び関係職員が出席しております。

3月18日、第3回社会教育委員会兼ねて第2回公民館運営審議会が開催され、教育長及び関係職員が出席しております。

3月19日、第2回校長教頭合同会議が開催され、関係職員が出席しております。

3月20日、第96回選抜高等学校野球大会パブリックビューイングをみなくるで開催しております。

本日、第3回教育委員会議の開催となっております。

以上で報告を終わります。

－【議 事】－

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

それでは、日程第4議事に入ります。

議案第1号別海町教育支援委員会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明願います。

高橋主査。

学校教育課主査
(高橋美香君)

議案第1号別海町教育支援委員会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明します。

議案書1ページをお開きください。

本規則については、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関して、最も適する教育的処遇措置について指導助言することを目的とした別海町教育支援委員会設置条例の施行に当たり、必要な事項

を定めておりますが、今般、本委員会の組織構成について一部改正を行うものです。

議案本文の朗読は省略し、改正内容について、別冊の議案資料の新旧対照表で説明します。

議案資料の1ページをお開きください。

本規則第2条第4号に規定する委員については、現在、町福祉部保健課臨床心理士1名及び別海町児童デイサービスセンター職員1名の計2名を任命しているところですが、特別な教育的支援を必要とする児童生徒は年々増加傾向にあり、学びの場の決定等に当たり、より専門性の高い知識をもって指導助言を行うため、特別支援学校の職員等を委員に加えることを想定し、現行の2名以内の規定を、若干名に変更するものです。

また、町の組織改編に伴い、令和6年4月1日付けで保健課の所属部が変更となることから、同号の福祉部及び町内社会福祉施設等の担当職員の記載を削除しています。

最後に、附則として、本規則は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

議案第1号について内容説明が終わりましたので御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

(「なし」の声あり)

御質問等がなければ採決をさせていただきます。

議案第1号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議案第1号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号別海町学校給食費等の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局説明をお願いいたします。

はい、平下主幹。

議案第2号別海町学校給食費等の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

議案書2ページをお開きください。

本規則については、町内の小中学校及び認定こども園等への学校給食費等を円滑に徴収することを目的とした必要な事項を定めておりますが、今般、保護者の経済的負担は年々大きくなっており、子

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

給食センター主幹
(平下奈津子君)

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

図書館主査
(吉田美奈子君)

育て支援として町内の小学校及び中学校に在籍する児童生徒の給食費を無償化するために、一部改正を行うものです。

議案本文の朗読は省略し、改正内容について、別冊の議案資料の新旧対照表で説明します。

議案資料の2ページをお開きください。

まず、右側が改正前、左側が改正後となっています。

本規則第2条に規定する給食費は児童、生徒、園児の保護者、職員等の負担とすることとしているところですが、無償化により児童、生徒の保護者は除き第2項において、負担を要しない、とする項を新たに加えるものです。

また、第6条に規定する給食費を日割りで算定するのは、園児と職員等となるため、前2条の規定にかかわらず、児童、生徒、園児、又は職員等を、園児、職員等に変更するものです。

最後に、附則として、本規則は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

議案第2号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

御質問等がなければ採決をさせていただきます。

議案第2号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議案第2号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号別海町図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局説明をお願いいたします。

はい、吉田主査。

議案書の4ページをお開きください。

議案第3号別海町図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について内容説明いたします。

本規則は、別海町図書館の運営管理について必要な事項を定めたものです。

今回の改正は、総務省自治行政局長から、地方公共団体における押印の見直しの積極的な取り組みについて依頼を受け、町民の行政手続きの負担軽減等を目的に、町から示されました押印の見直し方針

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

に基づく様式の改正であるため詳細は割愛させていただきますが、様式中の押印箇所を削除するものであります。

なお、附則として交付の日から施行するとするものであります。

議案資料につきましては、議案資料の３ページから６ページに新旧対照表を記載しておりますので後ほど確認いただければと思います。

以上で、議案第３号の内容説明を終わります。

議案第３号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

御質問がなければ採決をさせていただきます。

議案第３号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

異議がないようですので、議案第３号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第４号西別湿原ヤチカンバ群落地保護対策検討委員会設置規則の一部を改正する規則の制定について、事務局説明をお願いいたします。

戸田主幹。

郷土資料館主幹
(戸田博史君)

それでは、議案第４号西別湿原ヤチカンバ群落地保護対策検討委員会設置規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

議案書の９ページをお開きください。

本規則については、道指定天然記念物西別湿原ヤチカンバ群落地の保護保存を図るため、有識者から成る検討委員会を設置することを目的に、平成２７年に制定された規則です。

先月２１日に、西別湿原ヤチカンバ群落として国の天然記念物に指定され、北海道指定が解除されたことから、それに応じて、題名及び条文を改めるとともに、専門部会の設置を新たに加えて改正するものです。

それでは、議案本文の朗読は省略し、改正内容について別冊の議案資料の新旧対照表にて、ご説明いたします。

議案資料の７ページをお開きください。

まず、一番上段の表題になりますが、名称が西別湿原ヤチカンバ群落地から、地が抜けて西別湿原ヤチカンバ群落になったことによる

	変更となります。 次に第1条ですが、北海道指定が国指定になったこと、名称の変更に伴う文言の変更となります。 次に第2条ですが、こちらも名称の変更に伴う文言の変更となります。 次に、第7条ですが、西別湿原ヤチカンバ群落が国の天然記念物に指定されたため、令和7年度から保存活用計画を策定する予定にしております。 この計画を策定するにあたり、専門的な調査が必要になることから、新設した第7条で専門部会を置くことができますとしています。 第8条以下は、第7条の新設に伴う条番号の繰り下げです。 最後に、附則としまして、この規則は、公布の日から施行し、西別湿原ヤチカンバ群落が国の天然記念物に指定された令和6年2月21日から適用することとしております。 以上で議案第4号の内容説明を終わります。
教育長職務代理者 (河原宣孝君)	議案第4号について内容説明が終わりましたので御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。 (「なし」の声あり)
教育長職務代理者 (河原宣孝君)	御質問等がなければ採決をさせていただきます。 議案第4号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
教育長職務代理者 (河原宣孝君)	異議がないようですので、議案第4号について原案のとおり決定することといたします。 続きまして、議案第5号令和5年度教育費予算の補正について、事務局説明をお願いいたします。 はい、武田主査。
学務・スポーツ課主査 (武田文吉君)	議案第5号令和5年度教育費予算の補正についてご説明します。 今回の補正予算の内容は、町内の小中学校に熱中症予防対策としてエアコンを整備するため、設置工事実施設計費に係る補正予算案を令和5年第12回教育委員会議に提出し採択いただきましたが、その後、防衛施設周辺防音事業の北海道におけるエアコン整備の先行事例、モデルケースとして交付申請が可能となったことから、本補助金の交付を希望することとし北海道防衛局と協議を進めていたところ、令和6年3月15日付けで事業採択による内定通知があったため、本事業に係る予算を補正予算案として提出するものです。 なお、対象となる学校は、上西春別小学校1校となります。

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

教育部長
(宮本栄一君)
指導参事
(吉光寺勝己君)

それでは、補正予算書 1 ページをお開きください。

歳入です。

1 5 款 2 項 6 目教育施設等騒音防止対策補助金として 6 0 0 千円の増。

次に補正予算書 2 ページをご覧ください。

歳出になります。

1 0 款 2 項 4 目小学校校舎等整備事業上西春別小学校整備事業で、設計委託料、1, 2 7 0 千円の減は、防衛補助金の活用に伴う減額です。

続いて、1 0 款 2 項 4 目防衛施設周辺防音事業上西春別小学校整備事業で、設計委託料、1, 6 7 0 千円の増は、防衛補助の対象となる上西春別小学校のエアコン設置工事実施設計業務委託料の増額補正です。

以上で議案第 5 号の内容説明を終わります。

議案第 5 号について内容説明が終わりましたので御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

(「なし」の声あり)

御質問等がなければ採決をさせていただきます。

議案第 5 号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議案第 5 号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第 6 号ですが、こちらは人事に関わりますので、日程第 5 のその他のあとに、説明、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

－【その他】－

それでは日程第 5 その他に入ります。

事務局から何かありませんでしょうか。

はい、宮本部長。

今年度、3 月 3 1 日をもって、吉光寺参事が退職されることとなりますので一言挨拶があります。

3 年間、大変お世話になりました。

北海道教育委員会の方からこちらに来るということで、今までの指導参事の流れとは大分違う状況の中でお世話になりました。

何も知らない僕が、曲がりなりにも 3 年間やってこれたのは、皆さま方の御助力があつてのこと、本当に地域のことがわからないのは

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

仕事をしていく上で大変なことなんだと、痛感しました。

そんな中で、色んな事、地域の事、人、資源、様々な事を知ることができて今後もますます楽しみになってきているところです。

野付中学校に参りますが、引き続きお世話になります。

よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

お疲れさまでした。

事務局から他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

委員の皆様からありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

それでは、再び日程第4の議事に戻ります。

議案第6号ですが、こちらは人事案件になりますので、会議を公開しないこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

異議がないようなので、議案第6号は非公開といたします。

ここからの会議は非公開となりますので、関係する職員以外は退席をお願いいたします。

－（非公開）－

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

議案第6号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

ご質問がなければ、採決させていただきます。

議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者
(河原宣孝君)

異議がないようですので、議案第6号について原案のとおり決定することといたします。

それでは以上で、本日予定しておりました案件は全て終了でございます。

これをもちまして令和6年第2回教育委員会議を閉会いたします。

皆様大変お疲れ様でした。

－【閉 会】－